

上越市自然環境保全推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市自然環境保全条例（平成20年上越市条例第6号）に定めるもののほか、上越市自然環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第4条 委員会は、自然環境の保全に関し調査又は審議するに当たり、上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第27条の規定に基づき設置する上越市環境審議会又は市長が別に定めるところにより設置する環境影響評価に関する会議の意見を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による意見聴取によるほか、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境企画課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。